

広島県告示第四百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成三十年六月四日までの間、縦覧に供する。

平成三十年五月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道津江八本松線	東広島市八本松町吉川五七七二番五地先から 東広島市八本松町原一〇八八三番二九地先まで 東広島市八本松町原一〇八八三番九地先から 東広島市八本松町原一〇八八三番二八地先まで 東広島市八本松町原一〇八八三番二地先から 東広島市八本松町原一〇八八三番二地先まで 東広島市八本松町原一〇八八三番二地先から 東広島市八本松町原七六六番地先まで	平成三〇年五月二二日